

楽天ポイントカード加盟店申込書

丸紅エネルギー株式会社 御中

下記楽天ポイントカード加盟店規約を承認し、楽天ポイントカード加盟店登録書の提出をもって加盟店となることを申し込みます。

年 月 日

[加盟店]

所在地：

会社名：

代表者名：

印

[加盟店が販売店の場合：特約店]

所在地：

会社名：

代表者名：

印

楽天ポイントカード加盟店規約

第1条（総則）

本規約は、丸紅エネルギー株式会社（以下「丸エネ」という）の特約店及び販売店が、丸エネがパートナー企業として加盟する「楽天ポイントパートナープログラム」に則り楽天ペイメント株式会社（以下「楽天」という）が提供するポイント付与サービス及びポイント充当サービス並びにこれらに関連するサービス（以下総称して「本サービス」という）を実施するに当たり、丸エネと特約店及び販売店との間の契約関係等について定めるものである。

第2条（加盟申込）

本サービスの取扱いを希望する特約店及び販売店は、本規約のほか、楽天が別途定める楽天会員規約、楽天ポイント利用規約及び楽天ポイントカード利用規約（以下総称して「本規約等」という）の内容を十分認識した上で、自らの意思と責任において「楽天ポイントカード加盟店」への加盟申込を行うものとする。

2. 前項の加盟申込に対し丸エネがこれを承認した場合、丸エネは加盟申込者に対しその旨を通知するものとし、当該通知が加盟申込者に到達した時点で本規約の効力が発生するものとする。

3. 前項により加盟が承認された特約店及び販売店は、本規約上の「加盟店」となる。

4. 丸エネの販売店は、本規約上は独立した加盟店となるが、以下の手続等については、特約店を通じて行うものとする。

- ① 登録事項の変更届出
- ② ポイントの精算
- ③ 販促用ツール、カードの追加注文
- ④ 独自キャンペーンの登録申請

第3条（定義）

本規約において、次の各号に定める用語は以下の意味を有する。

- ① 「会員」とは、楽天所定の手続きに従って会員登録し、楽天ポイントカードを保有する者をいう。
- ② 「楽天ポイントカード」とは、楽天デザインプロパーカード、「楽天ポイントパートナープログラム」に加盟するパートナー企業がデザインする提携カード、スマートフォン・タブレット端末用アプリケーション等をいい、楽天ポイントカード番号が付され、会員が加盟店の店舗においてこれを提示することにより、本サービスの利用を可能にするカードをいう（以下本規約上、総称して「カード」という）。
- ③ 「ポイント」とは、会員が、加盟店の店舗において、楽天所定の方法で商品の購入又はサービスを利用したとき、その他楽天が別途定める事項を行った場合に、楽天が当該会員に対して付与する「楽天ポイント」をいう。
- ④ 「ポイント付与サービス」とは、会員が、加盟店の店舗において商品の購入又はサービスの利用をする際に、カードを提示した会員に対して楽天がポイントを付与するサービスをいう。
- ⑤ 「ポイント充当サービス」とは、会員が、加盟店の店舗において商品の購入又はサービスの利用をする際に、カードを提示することにより、商品の購入代金等の全部又は一部につきポイントを支払方法として利用することを希望した場合に、加盟店がポイントを当該商品の購入代金等の全部又は一部に充当するサービスをいう。
- ⑥ 「取扱SS」とは、丸エネが別途指定するPOSシステムを導入、且つ「丸紅エ

ネルギーカードシステム」(MECS)に加盟し、丸エネがカードの会員募集及びカードの取扱いを行うことを承認した、加盟店の運営するサービスステーションをいう。

第4条（本規約等の遵守）

加盟店は、カード及びポイントの取扱いに関して、本規約等の他、丸エネが配布する「丸紅エネルギー 楽天ポイントカードマニュアル」並びに丸エネから加盟店に対して発信する通知（以下総称して「マニュアル等」という）に従うものとする。

2. 加盟店は、取扱SSの従業員に対し、マニュアル等を遵守させる義務を負う。

第5条（禁止事項）

加盟店は、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- ① 法令の定めに従う行為又はそのおそれのある行為
 - ② 公序良俗に反する行為
 - ③ 本サービスに関連する事項について、消費者の判断に誤解を与えるおそれのある行為
 - ④ 丸エネ又は第三者の財産権（知的財産権を含む）、名誉、プライバシー権等一切の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
 - ⑤ 丸エネ及び楽天の本サービスの運営・維持を妨げる行為
 - ⑥ 虚偽のデータを送信する行為
 - ⑦ 他の加盟店の迷惑となる行為
 - ⑧ 楽天ポイントの充当に関してのみ利用者にインセンティブを与える行為
 - ⑨ 別途協議の上、禁止行為として定める行為
2. 加盟店は以下の商品等の取引を行ってはならない。
 - ① 公序良俗に反するもの
 - ② 銃刀法・麻薬取締法・風営法・ワシントン条約その他の関連法令の定めに従うもの
 - ③ 第三者の著作権・肖像権・知的財産権などを侵害するもの
 - ④ 商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数券その他の有価証券の購入に際してポイントを付与・充当させること
 - ⑤ その他、丸エネ又は楽天が不相当と判断したもの

第6条（取扱SSにおける表示等）

加盟店は、取扱SSにおいて、楽天ポイントの取扱店舗であることを明示するため、「丸紅エネルギー 楽天ポイントカードマニュアル」に則り、楽天仕様の専用ポスター、ステッカー、のぼり等のアイテムを設置・表示しなければならない。また、丸エネが要請したときは、丸エネが独自に用意するアイテムを設置・表示しなければならない。

2. 加盟店は、加盟店の取扱ＳＳにおいて、来店した全ての顧客に本サービスを受けられるように、カードの提示を促す案内を必ず行うものとする。

第7条（カードの会員募集）

加盟店は、取扱ＳＳにおいて、カードの会員募集を行うことができる。

第8条（カードの交付・会員登録の案内）

加盟店は、顧客（個人に限る）から前条の入会申込みがあった場合は、「丸紅エネルギー楽天ポイントカード」を当該顧客に直接交付するとともに、当該顧客に対し、楽天が運営するインターネットサイトにおいて会員登録を行うことを案内するものとする。

第9条（カード利用の対象）

ポイント付与の対象となる商品及びサービスは、末尾別紙に定める燃料油その他の自動車関連商品及びサービス（以下総称して「付与対象商品」という）とし、取扱ＳＳは、付与対象商品以外の付与を受け付けてはならない。

2. ポイント充当の対象となる商品及びサービスは、末尾別紙に定める燃料油その他の自動車関連商品及びサービス（以下総称して「充当対象商品」という）とし、取扱ＳＳは、充当対象商品等以外の充当を受け付けてはならない。

3. 丸エネは、加盟店に通知することにより、付与対象商品及び充当対象商品を変更することができる。

第10条（差別的取扱いの禁止）

加盟店は、会員が取扱ＳＳにおいて商品を購入又はサービスを利用する際、ポイントの利用を拒否し、他の支払方法への変更を要求し、他の支払方法と異なる価格その他の条件を適用し、又は利用金額に楽天が定める以外の制限を設定する等、ポイントを利用する会員に不利となる差別的取り扱いをしてはならない。但し、取扱ＳＳがバーコードリーダーを設置しておらず、スマートフォン・タブレット端末用アプリケーション（「楽天ポイントカードアプリ」）に搭載されたポイントカード機能が利用出来ない場合はこの限りではない。

2. 加盟店は、本サービスと同様又は類似のポイントサービス（以下「他のサービス」という）を顧客に提供している場合、本サービスの告知方法、ポイント付与又は利用に関する条件を、他のサービスと同等以上に扱わなければならない。

3. 加盟店は、他のサービスを顧客に提供している場合、会員が混同又は誤解をしないよう、十分な表示及び説明を行わなければならない。

第11条（ポイント付与・充当サービス利用時の負担）

会員が、取扱SSにおいてカードを提示の上、末尾別紙に定める決済手段により付与対象商品を購入等した場合、加盟店は、通常、楽天が当該会員に対し付与対象商品等の決済額に応じて付与するポイント（以下「通常ポイント」という）に対して、1ポイント当たり1円を「ポイント原資」として、また付与対象取引額の0.4%相当額を「システム利用料」として、次条に定める方法により、丸エネを通じて楽天に支払うものとする。

2. 加盟店は、丸エネと協議の上、前項の通常ポイントに加え、取扱SSごとに独自の「キャンペーンポイント」を付与することができる。この場合、加盟店は、通常ポイントに対する「ポイント原資」及び「システム利用料」に加え、「キャンペーンポイント」に対して前項の料率に基づき計算される「ポイント原資」、並びに「キャンペーンポイント」1ポイント当たり0.1円の「キャンペーン時システム利用料」の合計額を次条に定める方法により、丸エネを通じて楽天に支払うものとする。

第12条（ポイントの精算）

丸エネと加盟店は、丸エネが指定する計算センター（以下「MECSセンター」という）が毎月発行する「明細表」に記載される「ポイント原資」及び「システム利用料」並びに「精算金」について、次の通り精算を行うものとする。尚、毎月の「明細表」に記載される「ポイント原資」及び「システム利用料」は、前月末日から当月末日の1日前までの決済額、並びに前条第2項の加盟店が独自に設定した料率に応じて楽天が会員に付与したポイントに基づく金額とし、「精算金」は、加盟店が当月1日から当月末日までに充当したポイントに基づく金額とする。

- ① 加盟店と丸エネは、「ポイント原資」及び「システム利用料」の合計額と「精算金」の合計額を対当額をもって相殺し、ポイントに関する差引額を確定する。
- ② ポイントに関する差引額と、別途「明細表」に記載されるMECSのクレジット精算額について対当額をもって相殺し、差引額を確定する。
- ③ 加盟店又は丸エネは、「明細表」発行月の末日までに、②の差引額を相手方の指定する銀行口座に振込み支払うものとする。但し振込手数料は振り込む側の負担とし、また支払期日が金融機関の休業日に当たる場合は、期日前の直近の営業日までに入金する様に振込み支払うものとする。

第13条（顧客情報の管理）

加盟店は、加盟店が知り得た会員の楽天ポイントカード番号、氏名、住所、電話番号その他の属性に関する情報を、本サービスの目的以外に利用し、また第三者に開示・提供もしくは漏洩してはならない。

第14条（顧客に対する対応）

加盟店は、顧客から、加盟店の店舗等、商品若しくはサービス等に関し、又は楽天ポイントカードの運用に関する問い合わせ、請求又はクレーム等を受けた場合には、速やかに

別途定める楽天の「加盟店サポートセンター」に連絡をしなければならない。

第15条（不正獲得・不正利用による修正処理）

取扱SSにおいて、会員がポイントの不正獲得若しくは不正利用をした場合又はその疑いが生じた場合、加盟店は、直ちに当該不正獲得又は不正利用にかかる情報を、丸エネを通じて楽天に報告するとともに、丸エネの指導の下、原因究明のための調査を行い、解決に向けた施策を実施するものとする。

2. 加盟店は、前項の調査及び解決施策実施のために、楽天及び丸エネから顧客情報を提供された場合、その目的に従って、当該顧客情報を慎重に取り扱わなければならない。

3. 加盟店は、丸エネを通じて楽天から取扱SSにおけるポイントの不正獲得もしくは不正利用に関する情報提供があった場合、原因究明のための調査を行い、その結果を丸エネを通じて楽天に報告しなければならない。

4. 取扱SSにおいて、会員がポイントの不正獲得若しくは不正利用を行い、又はそのおそれがあると楽天及び丸エネが判断した場合、当該獲得又は利用にかかるポイントは、丸エネを通じて修正処理されるものとし、加盟店は予めこれを異議なく承諾する。

5. 取扱SSにおいてポイントの不正利用が判明した場合、楽天及び丸エネは、加盟店に対してポイントを充当できる金額を制限することができるものとし、加盟店はこれに従うものとする。

第16条（業務の委託）

加盟店は、MECSセンターとの間で、別途業務委託契約を締結し、付与対象商品及び充当対象商品のコード登録、ポイント原資及びシステム料の精算データ帳票の作成等、本サービスの実施に必要な業務を委託するものとする。

2. 加盟店は、前項の業務委託の対価として、前項の業務委託契約に定める費用を、MECSセンターに支払うものとする。

第17条（登録事項の変更）

加盟店は、登録書において届け出ている商号・代表者・所在地・電話番号・カード取扱店舗、その他の登録書に記載した事項に変更が生じた場合には、直ちに丸エネ所定の書面により届け出るものとする。

第18条（本サービスの利用停止）

丸エネは、加盟店が次の各号に定める事由に該当したときは、何らの催告なしに加盟店の本サービス利用を停止し、「楽天ポイントカード加盟店」から脱退させることが出来る他、これにより被った損害の賠償を請求することが出来る。

- ① 本規約等の規定に違反したとき
- ② 振出又は引受けに係る手形もしくは小切手が一通でも不渡となったとき、その他支払停止をなしたとき
- ③ 差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生又は会社更生の申し立てがあったとき、もしくは滞納処分を受けたとき
- ④ 前二号の他、信用状態に重大な変化が生じたと丸エネが認めたとき
- ⑤ 解散又は営業停止状態となったとき
- ⑥ 連絡が取れなくなったとき
- ⑦ 販売方法、取扱商品、その他業務運営について行政当局等による注意又は勧告を受けたとき
- ⑧ 販売方法、取扱商品、その他業務運営が公序良俗に反し又は「楽天ポイントカード加盟店」にふさわしくないと丸エネが判断したとき
- ⑨ 取扱商品またはサービスに関して、会員に対して著しい不利益をもたらした又はそのおそれがあると丸エネが判断したとき
- ⑩ 会員によるポイントの不正獲得・不正利用が頻発しているにもかかわらず、これに対して適切な対応をしないとき
- ⑪ 丸エネとの「石油製品等取引特約契約」に違反し、丸エネが「石油製品等取引特約契約」を解除したとき
- ⑫ 加盟店が丸エネの販売店である場合、特約店との間の継続的取引契約に違反し、継続的取引契約が解除されたとき

2. 加盟店は、前項に掲げる事由が一つでも発生した場合、丸エネに対する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに丸エネに対してこれを弁済しなければならないものとする。

第19条（脱退）

加盟店は、6ヶ月以上の予告期間において、「楽天ポイントカード加盟店」から脱退することが出来る。

2. 次の各号に定める事由が発生したときは、加盟店は当然に「楽天ポイントカード加盟店」から脱退し、加盟店の地位を喪失する。

- ① 丸エネと楽天のパートナー契約が理由の如何を問わず終了したとき
- ② 丸エネと特約店との間の「石油製品等取引特約契約」が前条第1項の事由によらず終了したとき
- ③ 加盟店が「丸紅エネルギーカードシステム」の取扱いを終了したとき

第20条（脱退時の措置）

加盟店は、前条に基づき「楽天ポイントカード加盟店」から脱退する場合、脱退の日の

6ヶ月前までに会員を含む利用者に対し、楽天ポイントカードの取扱いの終了を告知し、脱退後3ヶ月が経過する日まで当該告知を継続する。

2. 加盟店は、丸エネが書面で特に承諾した場合を除き、脱退後直ちに丸エネから交付されたデータ、資料、書面その他一切の情報を廃棄する。

3. 前項の規定は、18条に基づく脱退の場合にも適用する。

第21条（守秘義務）

加盟店は、本規約期間中又は終了後にかかわらず、「楽天ポイントカード加盟店」に加盟中に知り得た丸エネの情報を、第三者に漏洩・開示・提供してはならない。

第22条（権利の譲渡）

加盟店は、本規約に基づく「楽天ポイントカード加盟店」に加盟する権利その他一切の権利を第三者に譲渡、転貸、担保差入その他形態を問わず処分してはならない。

第23条（反社会的勢力の排除）

加盟店は、丸エネに対し、自己並びに自己の役員及び従業員が、現在暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という）に該当しないこと、及び次の各号に定める事由に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 加盟店は、自ら又は第三者を利用して、暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布・偽計による信用棄損行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを誓約する。

3. 加盟店が前二項の表明・保証又は誓約に違反した場合、それが判明した時期の如何を問わず、丸エネは何等の催告を要せず、本規約を直ちに解除することができる他、これにより被った損害の賠償を請求することができるものとする。尚、当該解除によって加盟店に損害又は負担が生じても、加盟店は丸エネに対してその賠償を求めることができない

ものとする。

第24条（本サービスの一時停止）

加盟店は、本サービスについて、次の各号に定める事由により、加盟店に対する事前の通知の上、一定期間、その全部又は一部が停止される場合があることを異議なく承諾し、サービス停止によるポイント料金等の返還、損害の補償等を丸エネ及び楽天に請求しない。また加盟店は、次の各号に定める事由が緊急やむを得ない場合には、加盟店に対する通知が事後となることについて、異議なく承諾する。

- ① 楽天又は、MECSセンターのサーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止
- ② 楽天又は、MECSセンターのコンピュータ、通信回線等の事故、障害による停止
- ③ その他楽天グループ、利用者、他のポイントパートナープログラム加盟企業等第三者の利益を保護するため、楽天又は丸エネがやむを得ないと判断した場合における停止

第25条（免責）

丸エネ及び加盟店は、天災地変、戦争、テロ、暴動、法令の改廃、公権力の発動、自己の責によらない通信回線、通信機器、インターネット若しくはコンピュータシステム等の障害、又は第三者による不正アクセスその他自己の合理的支配の及ばない事由により、自己の債務の全部若しくは一部が履行できない場合、又は相手方に損害が生じた場合、その責を負わないものとする。

2. システム障害等の理由により、取扱SSの運営に支障が生じると丸エネが判断した場合には、丸エネ及び加盟店は、混乱防止のため、共同で必要となる措置を講じるものとする。

第26条（規約の変更）

本規約を変更した場合において、丸エネがその変更内容を通知した後に、加盟店がカードの取扱いを行ったときは、加盟店はその変更を承認したものとみなす。

2. 加盟店は、楽天が別途定める規約について、以下のURLから常に最新の内容を確認するものとする。

楽天ポイント規約：<https://corp.rakuten.co.jp/terms/?tab=point>

楽天会員規約：<https://corp.rakuten.co.jp/terms/>

楽天ポイントカード利用規約：<https://pointcard.rakuten.co.jp/guidance/restriction/>

第 27 条（規定外事項）

加盟店は、本規約に定めのない事項については、丸エネの指示に従うものとする。

第 28 条（管轄裁判所）

当事者間に於いて紛争が起きたとき、第一審の専属的合意管轄所は、東京地方裁判所とする。

以上

別紙

大項目	小項目	条件
ポイント付与率	店頭における揮発油・灯油・軽油の購入	1 ポイント/1 リットル
	上記以外の付与対象商品	1 ポイント/100 円（税抜）
ポイント料金	ポイント原資	1 ポイント/1 円（税込）
	システム利用料 （通常売上時に加盟店が負担）	店舗においてなされた付与対象取引額（税抜）の 0.4%相当額
	キャンペーン時システム利用料 （キャンペーン施策時に、加盟店が通常売上時のシステム利用料に加算して負担）	1 ポイント/0.1 円（税別）（キャンペーン付与ポイントに対する料率）
ポイントカード利用売上に 対する決済手段	現金、クレジットカード	
付与対象商品	商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数券その他の有価証券、タバコ、税金、車検時の法定費用等、セルフ洗車機、自動販売機、店舗商品でないもの（免税軽油、配達軽油、車両購入、保険、レンタカー等）、法人転売目的商品（ガソリン・軽油・灯油のローリー買い、オイルのドラム缶買い、卸商品等）等以外の商品	
充当対象商品	商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数券その他の有価証券、タバコ、税金、車検時の法定費用等、セルフ洗車機、自動販売機、店舗商品でないもの（免税軽油、配達軽油、車両購入、保険、レンタカー等）、法人転売目的商品（ガソリン・軽油・灯油のローリー買い、オイルのドラム缶買い、卸商品等）等以外の商品	